第十三条第一項中「有料宿舎の所在地の区分」の下に「（別表で定める有料宿舎の所在地の区分をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、同項の表を次のように改める。

延べ面積	有料宿舎の所在地の区分				
	一級地	二級地	三級地	四級地	その他の地域
五十五平方メートル未満	五百八十九円	四百三十一円	三百八十円	三百五十八円	三百五十一円
五十五平方メートル以上七十平方メートル未満	七百五円	五百二十九円	四百七十三円	四百四十九円	四百三十九円
七十平方メートル以上八十平方メートル未満	千五十八円	六百八十四円	五百七十二円	五百四十六円	五百三十五円
八十平方メートル以上百平方メートル未満	千二百十二円	八百十二円	六百九十四円	六百六十二円	六百四十八円
百平方メートル以上	千四百十三円	九百九十四円	八百五十九円	八百二十三円	八百七円

第十四条第一項の表を次のように改める。

自動車の保管場所	有料宿舎の所在地の区分				
	一級地	二級地	三級地	四級地	その他の地域
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限つて設置するもの	六百七十八円	三百五十円	二百七十三円	二百三十四円	二百十六円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの（以下この表において「地下駐車場等」という。）	千五百三十八円	千二百十円	千百三十三円	千九十四円	千七十六円
専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの（地下駐車場等を除く。）	七百九十五円	四百六十七円	三百九十円	三百五十円	三百三十二円

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十三条関係）

有料宿舎の所在地の区分	地域
一級地	東京都の特別区の存する地域
二級地	埼玉県のうちさいたま市、川口市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市及び西東京市、川崎市、横須賀市、鎌倉市及び三浦郡葉山町、京都府のうち京都市、大阪府のうち大阪市、堺市、愛知県のうち名古屋市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市及び東大阪市、兵庫県のうち神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市及び宝塚市、福岡県のうち福岡市 千葉県のうち千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、印西市及び白井市、東京都のうち八王子市、国分寺市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、神奈川県のうち横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、愛知県のうち名古屋市、岐阜県のうち岐阜市、静岡県のうち静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、御殿場市、三重県のうち四日市市、京都府のうち宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大阪府のうち守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、兵庫県のうち尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、奈良県のうち奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、和歌山県のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、岡山県のうち岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県のうち広島市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、山口県のうち下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、福岡県のうち北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀県のうち佐賀市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県のうち長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県のうち熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県のうち大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町、玖珠町、宮崎県のうち宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県のうち鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泉町、知名町、与論町、沖縄県のうち那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町
二級地	埼玉県のうちさいたま市、川口市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市及び西東京市、川崎市、横須賀市、鎌倉市及び三浦郡葉山町、京都府のうち京都市、大阪府のうち大阪市、堺市、愛知県のうち名古屋市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市及び東大阪市、兵庫県のうち神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市及び宝塚市、福岡県のうち福岡市 千葉県のうち千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、印西市及び白井市、東京都のうち八王子市、国分寺市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、神奈川県のうち横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、愛知県のうち名古屋市、岐阜県のうち岐阜市、静岡県のうち静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、御殿場市、三重県のうち四日市市、京都府のうち宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大阪府のうち守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、兵庫県のうち尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、奈良県のうち奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、和歌山県のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、岡山県のうち岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県のうち広島市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、山口県のうち下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、福岡県のうち北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀県のうち佐賀市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県のうち長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県のうち熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県のうち大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町、玖珠町、宮崎県のうち宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県のうち鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泉町、知名町、与論町、沖縄県のうち那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十八号

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日は、平成二十六年二月二十一日とする。

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三